

平成29年11月吉日

お客様各位

高松信用金庫

預金口座付番開始に伴う個人番号の利用目的変更について

当金庫は、個人情報保護法第15条第2項及び第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号及び個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は、個人番号の預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。

※変更（追加）箇所は、下線部をご覧ください。

記

1. 個人番号の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑧預金口座付番に関する事務のため

以上